

## 新学習指導要領における「特別活動」と「総合的な探究の時間」の指導の指針 －「社会に開かれた教育課程」「カリキュラム・マネジメント」の視点より－

一 之瀬 敦幾

健康栄養学科

Teaching Guidelines for “Tokkattsu” and “Period for Inquiry-Based Cross-Disciplinary Study” in The New Course of Study  
-From the Perspective of “Curriculum Open to Society”  
and “Curriculum Management”-

Atsuki ICHINOSE

### 要旨

新学習指導要領における「特別活動」と「総合的な探究の時間」の目標とする資質・能力の育成について、その方法として示されている「社会に開かれた教育課程」および「カリキュラム・マネジメント」の視点から検討をおこなった。

以前の学習指導要領では、「特別活動」と「総合的な探究の時間」の果たすべき役割が曖昧であったが、新学習指導要領では、それぞれの目標を明確にして役割分担をしていることが明らかになった。また、その目標を達成するための方法として示されている「社会に開かれた教育課程」と「カリキュラム・マネジメント」の視点から、「特別活動」と「総合的な探究の時間」を教員が指導する際の指針を示すことができた。

**キーワード：**特別活動、総合的な探究の時間、社会に開かれた教育課程、カリキュラム・マネジメント

### Abstract

The goals of “Tokkattsu” and “Period for Inquiry-Based Cross-Disciplinary Study” in the new course of study were examined from the perspectives of “Curriculum open to society” and “Curriculum management.”

In the previous course of study, the roles that “Tokkattsu” and “Period for Inquiry-Based Cross-Disciplinary Study” should play were ambiguous. However, in the new course of study, it became clear that each goal was clarified and roles were divided. By examining the “Curriculum open to society” and “Curriculum management”, the guidelines for teaching “Tokkattsu” and “Period for Inquiry-Based Cross-Disciplinary Study” became clear.

**Keywords :** Tokkattsu , Period for Inquiry-Based Cross-Disciplinary Study ,Curriculum open to society, Curriculum management

## 1. はじめに

新学習指導要領が告示され、本年度より小学校で、順次中学校、高等学校でも実施される。本研究は中等教育を対象とし、特に資料として高等学校の学習指導要領を用いる。新学習指導要領の特徴は、従来の学習指導要領が学習内容の基準を示すことを主としていたが、さらに「主体的・対話的で深い学び」（アクティブラーニングの視点）の学びの方法も加え、これにより養成される「資質・能力」を主観点とするものである。これは、教科の学習のみならず、すべての学校活動において育成される「資質・能力」、つまり「なにができるようになるか」の観点が求められ、それを実現するための方法・活動を有効に用いることが求められている。これが従来の学習指導要領との大きな違いである。つまり、生徒に求められている「資質・能力」を多様な方法・活動から養成しようとする点が新学習指導要領の特徴である。

このように考えると、教科指導以外でも、生徒の資質・能力の育成に大きな影響を与える、「特別活動」で養われるべき「資質・能力」と「総合的な探究の時間」（平成30年度以前は「総合的な学習の時間」）で養われる資質・能力についても検討する必要が生ずる。本研究では、「特別活動」と「総合的な探究の時間」について、旧学習指導要領（平成21年告示）と新学習指導要領（平成30年告示）の比較を参考しながら、新学習指導要領における「特別活動」と「総合的な探究の時間」の目標とする資質・能力の育成方法について検討する。

その際に、新学習指導要領では資質・能力の育成には「カリキュラム・マネジメント」と「社会に開かれた教育課程」という2つの方法に留意して行うことが求められている。この2つの方法をどのように活かし「特別活動」、「総合的な探究の時間」の目標を達成していくのかを考えていく。

しかし、この点について明確に議論をした資料については管見の限り見当たらない。そこで、第1に新学習指導要領で求められている「資質・能力」について、文部科学省を中心とする行政資料から整理してみる。第2に「特別活動」の歴史的変遷を踏まえて、旧学習指導要領（平成21年告示）と新学習指導要領（平成30年告示）の目標を比較し、新学習指導要領が求める「資質・能力」の育成について検討する。第3に「総合的な探究の時間」についても、新旧の学習指導要領の目標の比較を行い「資質・能力」の育成目標について検討する。第4にこれらのこととを実現するために、新学習指導要領を実施する上で重要な方法である「社会に開かれた学習指導要領」と「カリキュラム・マネジメント」の視点から「特別活動」と「総合的な探究の時間」の関係を明らかにし、目標達成のための新学習指導要領における両科目的指導指針を示すことを目的とする。

## 2. 新学習指導要領のねらい

資質・能力として「何ができるようになるか」、そのために「何を学ぶか」、その方法として「どのように学ぶか」を連携させて資質・能力を育成する。また、資質・能力に相当する「何ができるようになるか」の内容として「生きて働く知識・技能の習得」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養」と定めており、これらの3つは関連付けられている。そして資質・能力を育成する方法として「社会に開かれた教育課程」と「カリキュラム・マネジメント」を用いて行うこととした。

「社会に開かれた教育課程」については、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていく、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる」と示されている。

また、「カリキュラム・マネジメント」については、平成28年12月21日に出された中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について」では学びの観点として以下のようないかんを促している。「現行の学習指導要領については、（中略）全体としてはなお、各教科等において『教員が何を教えるか』という観点を中心に組み立てられており、そのことが、教科等の縦割りを越えた指導改善の工夫や、指導の目的を『何を知っているか』にとどまらず『何ができるようになるか』にまで発展させることを妨げているのではないかとの指

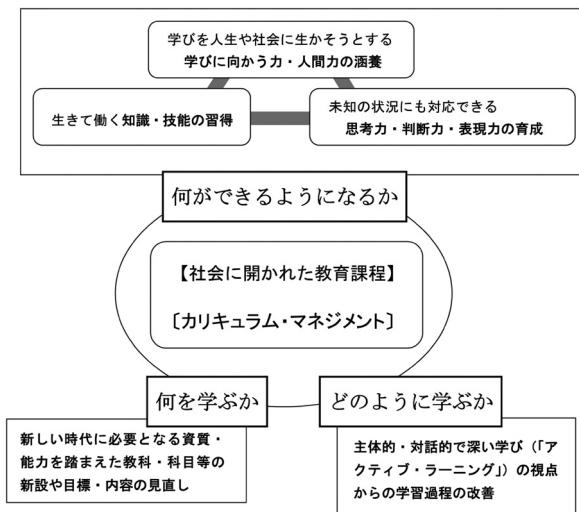


図1 学習指導要領改訂の方向性  
(答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について」より筆者改)

摘もあるところである」。求められる資質・能力を教科横断的に「何ができるようになるのか」（育成をめざす資質・能力）の観点で整理し、その育成のために「何を学ぶのか」（内容）、その内容を「どのように学ぶか」（方法）を計画的に実践し、「何が身についたか」を評価で見取り、さらに改善を図っていくことが大切である。つまり、「何ができるようになるのか」というめざす資質・能力の策定に始まり、内容の選定を行い、方法により実践し、その効果を検証し改善に結びつけることを「カリキュラム・マネジメント」に求められている。これらの関係を図1に示す。

### 3. 特別活動について

#### 3.1 特別活動の変遷

新学習指導要領における特別活動の指導を検討する上で、まず歴史的な変遷を見てみる。

昭和22年の新制中学校の発足当初の「教科課程」においては、「選択教科」の一部として「自由研究」が置かれ、昭和23年に発足した高等学校においても同様に設けられた。

次いで、昭和24年の中学校の教育課程に関する改訂「新制中学校の教科と時間数の改正について」によって、自由研究の内容を拡充整備し、新たに「特別教育活動」を設置したことにより、高等学校においても同様の措置がとられた。さらに、昭和26年の「学習指導要領一般編」の改訂においては、この特別教育活動を教育課程の中に位置付け、そのねらい、内容などを明確にした。昭和31年には「高等学校学習指導要領一般編」が示され、高等学校教育の目標の達成に寄与する有効な教育内容として、明確な教育課程上の位置付けが示されたのである。

続いて、昭和35年に教育課程の基準の改訂が行われた。その際、学校教育法施行規則の中に「特別教育活動」と「学校行事等」が規定された。

この規定を受けて学習指導要領においては、「特別教育活動」の節が設けられ、その目標や内容が明確化された。また、「学校行事等」についても、学習指導要領において独立の節が設けられ、その目標や内容が明確化された。これは、以前から学校においていろいろな行事が行われていたが、それらの教育的な価値を重視すべきであるという考えに基づくものであった。

以上のような変遷を経て、昭和45年の学習指導要領の改訂の際に、「特別教育活動」と「学校行事等」を統合し、新たに「各教科以外の教育活動」を設けることになった。この両者は、本来生徒のホームルームや学校の生活に即して活動が展開されるという共通の性格があるとともに、生徒の自主的、実践的な活動を中心として成り立っている。この共通の性格を重視して統合することによって、両者の関連をより密接にし、それぞれの長所を生かし、教育的な価値を高めることをねらいとしたの

である。

さらに、昭和53年の学習指導要領の改訂においては、小学校及び中学校の「特別活動」との一貫性や関連性を重視する観点から、領域名を「特別活動」と改めるとともに、目標や内容の改訂を行った。

平成元年の改訂においては、ホームルームの名称をホームルーム活動と改めるとともに、人間としての在り方生き方の指導を重視する観点に立って、その目標を改め、活動内容の改善を行った。また、国旗及び国歌の指導の充実を図った。

平成11年の学習指導要領の改訂においては、これまでの特別活動の基本的性格については、それを継承しながら、社会や学校の変化に対応した学校教育の推進、完全学校週5日制の下での教育活動の展開という観点から、生徒の「生きる力」の育成を目指した改善を進めるとともに、特別活動の内容構成についても見直しを行った。

平成21年の改訂においては、特別活動の教育課程における位置づけについては従来のものを継承しているが、目標として「よりよい人間関係」を築くことが新たに加えられ、各活動・学校行事の目標が明示されるとともに、各教科・科目及び総合的な学習の時間との関連が一層強められることとなった。

時代の要求にそって特別活動の目標も変遷してきたことが分かる。当初は選択科目として教科学習の補助的役割をしめていた。その後学校行事と結びつき、さらにはホームルーム活動や人間の在り方生き方を重視するようになり、キャリア教育へと発展していった。そして、「よりよい人間関係」が重視されるようになった。このように、人との繋がり、社会との繋がりについての資質・能力に重点が移行している。

#### 3.2 特別活動の目標の新旧学習指導要領における比較

まず初めに、平成21年度告示の学習指導要領の目標は次に示すとおりである。

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

特別活動の目標は、特別活動の性格を明確にするために、その冒頭において、「望ましい集団活動を通して」という特別活動の特質及び方法原理を示し、それ以下において目標を具体的に示している。この目標は、さらに前半と後半の部分に分かれ、前半部分の「心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる」においては、個人として、また、集団や社会の成員としての資質を身に付ける自主的、実践的な態度を育てるという目標を示している。また、「人

間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う」という後半部分においては、人間としての在り方生き方についての自覚を深めるとともに、現在及び将来にわたって自己実現を図る能力、すなわち、自己を生かす能力を養うという目標を掲げている。

次に、平成 30 年度告示の学習指導要領の目標を次に示す。

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようになる。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けてことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

特別活動における視点を「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の 3 点に整理している。その育成における方法を、新学習指導要領全体に共通な「主体的・対話的で深い学び」(アクティブラーニング) の考え方と、それぞれの教科の学習でも用いられている、「見方・考え方」として、「集団や社会の形成者」を意識している。これらの 3 つの視点は、新学習指導要領における「なにができるようになるか」の観点から、特別活動において育成する資質・能力として重要な要素とみている。

また、「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の 3 つの視点が、育成することを目指す資質・能力に関わり重視すると同時に、それらを育成する学習の過程としての特別活動の学習の方法原理「なすことによって学ぶ」ということも重要な点である。

このように、従前の特別活動を整理し、育成する資質・能力を前述の 3 つに整理した。またそれを実現する方法として、課題解決をとおして、つまり「なすことによって学ぶ」という「実践」を重視する点を明確にしたことが新学習指導要領の特徴である。

#### 4. 総合的な探究（学習）の時間について

##### 4.1 総合的な探究（学習）の時間の変遷

平成 8 年 7 月の中央教育審議会により「21 世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第 1 次答申）」が答申され、これに伴い平成 10 年 7 月の教育課程審議

会答申にて、「総合的な学習の時間」の創設の提言がなされた。その狙いは、社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を育成するために教科等を超えた横断的・総合的な学習をより円滑に実施するための時間を確保することにあった。実施後に種々の課題が指摘されたが、平成 20 年度の学習指導要領の改訂に向けての平成 20 年 1 月の中央教育審議会答申では、総合的な学習の時間の必要性と重要性の再確認を行い、位置づけの明確化や横断的・総合的な学習や探究的な学習の明確化が打ち出された。従来の教科等を超えた横断的・総合的な学習に加え探究的な学習に重点が置かれていった。

しかし、このように取り組んできた「総合的な学習の時間」について、「新学習指導要領解説総合的な探究の時間編」では依然として次の点を課題点として挙げている。第 1 に、総合的な学習の時間を通して、どのような資質・能力を育成するのかが不明確である学校もある。また、総合的な学習の時間と各教科・科目等との関連を明らかにする必要がある。第 2 に、探究的な学習のプロセス①課題の設定→②情報の収集→③整理・分析→④まとめ・表現の中で、「整理・分析」「まとめ・表現」に対する取り組みが十分ではない。つまり総合的な学習の時間は、教科等の内容を総合的にまとめた調べ学習にとどまり、探究的なプロセスの「③整理・分析」「④まとめ・表現」までを達成できていないことを示している。

このように指摘されている「総合的な探究（学習）の時間」について新旧の学習指導要領を比較しながら、新学習指導要領に求められている点を明らかにしていく。

##### 4.2 総合的な探究（学習）の時間の目標の比較

まず初めに、平成 21 年度告示の学習指導要領の目標は次のとおりである。

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようになる。

総合的な学習の時間の目標は、(1)横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと、(2)自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること、(3)学び方やものの考え方を身に付けること、(4)問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること、(5)自己の在り方生き方を考えることができるようになることという 5 つの要素から構成されている。この 5 つの要素のうち、(1)は、総合的な学習の時間に特有な学習の在り方を示している。すなわち、総合的な学習の時間においては、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すことが目標であり、これを前提にして、(2)(3)(4)に示された

資質や能力及び態度を育成していくことを求めている。総合的な学習の時間では、これらの資質や能力及び態度を育成しつつ、(5)に示された自己の在り方生き方を考えることができるようにすることを目指している。

次に平成30年度告示の学習指導要領の目標を次に示す。

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようとする。

(2) 実社会や実生活と自己との関わりから問い合わせを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようとする。

(3) 探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

まず、横断的・総合的な学習を行うこととしている。このことは、旧学習指導要領でもうたわれていた。

横断的・総合的な学習を行うというのは、この時間の学習の対象や領域が、特定の教科・科目等に留まらず、横断的・総合的でなければならないことを表している。言い換えれば、この時間に行われる学習では、教科・科目等の枠を超えて探究する価値のある課題について、各教科・科目等で身に付けた資質・能力を活用・発揮しながら解決に向けて取り組んでいくことでもある。

総合的な探究の時間では、各学校が目標を実現するにふさわしい探究課題を設定することになる。それは、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の進路に関する課題などである。具体的には、「自然環境とそこに起きているグローバルな環境問題」、「地域の伝統や文化とその継承に取り組む人々や組織」、「文化や流行の創造と表現」、「職業の選択と社会貢献及び自己実現」などを探究課題とすることが考えられる。こうした探究課題は、特定の教科・科目等の枠組みの中で完結するものではない。実社会や実生活の中から見いだされた探究課題に教科・科目等の枠組みを当てはめるのは困難であり、探究課題の解決においては、各教科・科目等の資質・能力が繰り返し何度も活用・発揮されることが容易に想像できる。

具体的な取り組みでは、学科として探究科を設けている学校もある。さらには、SSH（スーパー・サイエンス・ハイスクール）やSGH（スーパー・グローバル・ハイスクール）として予算措置を利用して活動している学校

もある。また、国連で決議されたSDGs（持続可能な開発目標）を課題として学校全体で取り組んでいる例もある。

総合的な探究の時間の目指す、「よりよく課題を発見し解決していく」とは、解決の道筋がすぐには明らかにならない課題や、唯一の正解が存在しない課題などについても、自らの知識や技能等を総合的に働かせて、目前の具体的な課題に粘り強く対処し解決しようとするものである。

その際、生徒自身が課題を発見することが重要であり、具体的には次の二点を押さえることが求められる。課題を発見するとは、一つは、自分と課題との関係を明らかにすることである。もう一つは、実社会や実生活と課題との関係をはっきりさせることである。

よりよく課題を発見し解決していくには、課題についての一定の知識や、活動を支える一定の技能がなければ、課題の解決には向かえない。そしてそれらを横断的・総合的で見ていく力が必要となる。新学習指導要領では、これらの育成のために「カリキュラム・マネジメント」の視点が強調されている。

このように、資質・能力の育成に関する方法も重視されている点が、新学習指導要領の特徴である。

## 5. 「特別活動」と「総合的な探究（学習）の時間」との関係の比較

新旧学習指導要領において、「特別活動」と「総合的な探究（学習）の時間」を比較する。

まず、平成21年告示の学習指導要領に記載されていた、「特別活動」と「総合的な学習の時間」との関連について見ていく。特別活動は、「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う」ことを目標としている。

総合的な学習の時間は「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようとする」ことを目標としている。

このように、特別活動の特質は「望ましい集団活動を通して」に、総合的な学習の時間の特質は「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して」にという違いがあるととらえることができる。

平成30年告示の学習指導要領に記載されていた「特別活動」と「総合的な探究の時間」との関係について見ていく。

両者とも、各教科・科目等で身に付けた資質・能力を総合的に活用・発揮しながら、生徒が自ら現実の課題の解決に取り組むことを基本原理としている点に、共通性が見られる。体験的な学習を重視すること、協働的な学習を重視することも同様である。自己の生き方についての考えを深める点においても通じるところがある。

両者の目標を比べると、資質・能力の育成の点から、特別活動は「実践」に、総合的な探究の時間は「探究」に本質があると言うことができる。特別活動における「実践」は、話し合って決めたことを「実践」したり、学んだことを学校という一つの社会の中で、日常の生活の中で、社会の中で、現実の課題の解決に生かしたりするものである。総合的な探究の時間における「探究」は、設定した課題の解決を通して物事の本質を探って見極めようとしていくことであり、この経験を通して課題解決のための資質・能力を育てるものである。

特別活動の特質である「実践的に取り組む」とは、実生活に生かし、学びが実社会の中で活きることを体得するという意味をもっており、他の教科・科目等で学んだことやそれらを横断的・総合的に捉えたことを実生活・実社会の中で生かすことを体験する実践の場としての役割を重視している。

つまり、新学習指導要領では、資質・能力を育成するために、従前に比べて「特別活動」は実生活・実社会での「実践」を重視し、「総合的な探究の時間」は、課題解決のための資質・能力を育成する「探究的な学習」を重視しており、それぞれの役割を明確にしている。

## 6. 「社会に開かれた教育課程」・「カリキュラム・マネジメント」の視点

「特別活動」「総合的な探究の時間」における資質・能力の育成についての方法として、新学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」と「カリキュラム・マネジメント」により実現するよう求めている。

まず「社会に開かれた教育課程」は、新学習指導要領によれば、「教育課程を通して、これから時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくことである」としている。

また、「カリキュラム・マネジメント」は、「各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改

善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことである」としている。

それでは、社会との連携・協働を目標とする「社会に開かれた教育課程」と組織的・計画的に教育活動の質の向上を狙いとする「カリキュラム・マネジメント」に従い、「特別活動」、「総合的な探究の時間」の指導に際して考え方される指針について検討していく。

## 7. 「特別活動」「総合的な探究の時間」の指導の指針

これまでの検討から考えられる、「特別活動」と「総合的な探究の時間」の指導指針について検討していく。具体的には新学習指導要領で求められている「社会に開かれた教育課程」と「カリキュラム・マネジメント」の視点を考慮した「特別活動」と総合的な探究の時間」指導指針について考えていく。

これまでの検討内容を整理をしてみると、まず、「特別活動」については、目標として「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の3つの資質能力を経験を通して育成しようとしている。次に「総合的な探究の時間」は目標として問題解決能力の育成を主としている。そのための方法として、探究的な見方・考え方、具体的には横断的・総合的に見る手法によることが特徴である。また、新学習指導要領では「特別活動」と「総合的な探究の時間」は、役割を分担しており、「特別活動」は「実践」を重視し学校活動や身近な問題を題材にして経験を通して資質・能力の育成を目指している。また「総合的な探究の時間」では、探究的な学習をとおして、問題解決のリテラシーの獲得を目指している。そして、これらを育成するための方法として、新学習指導要領では「社会に開かれた教育課程」が求められている。従前、学校は学校それだけで閉じられたものとなりがちであったが、学校外へ開かれる、つまり学校からの発信と学校外からの協力という往還的な関係により効果的な教育活動を行うことを要求している。これが「社会に開かれた教育課程」として、当該学校の教育目標を達成するために求められていっていることである。また、「カリキュラム・マネジメント」の視点として教科横断的・総合的な見方が要求されている。まず、基礎的な知識、問題解決に使用する考え方・進め方である探究的な学習の基本を身に付け、それらを組み合わせることにより、さらに応用を効かせ発展させるのである。この力をつけるためにカリキュラムを工夫すること、それが「カリキュラム・マネジメント」である。

新学習指導要領では、「特別活動」と「総合的な探究の時間」の役割を従前よりさらにはっきりと分担をした。新学習指導要領における育成すべき資質・能力に対して、それを実現するために学校活動の中で教科横断的・総合

的に基礎力・探究力・応用力・発展力を養うことを「カリキュラム・マネジメント」をとおして行う。そして、これらの力を活用して「総合的な探究の時間」では、社会からの課題を探究的に取り組み課題解決力を育成し、また、これらの力を社会に向けて実践し、「特別活動」で育成しようとする「人間関係力」「社会参加」「自己実現」を実現しようと考えられる。「社会に開かれた教育課程」は、「社会から学校へ」つまり社会からの支援などと、逆に「学校から社会へ」という発信や社会貢献などが考えられる。

これらの関係を図2のように、資質・能力を育成する2つの方法を、縦軸に「カリキュラム・マネジメント」・横軸に「社会に開かれた教育課程」として考えてみる。そうすると左側は、カリキュラム・マネジメントにより育成された資質・能力を社会で実践することになり、「特別活動」に相当すると考えられる。また、右側は、社会からの課題提供や社会からの支援などを利用した「総合的な探究の時間」に相当する活動とみることができる。

つまり、教科横断的・総合的な活動としての「カリキュラム・マネジメント」により育成された力を、社会からの課題提示や支援として利用して課題解決のための資質・能力を育成しようとする活動が「総合的な探究の時間」であり、また、その資質・能力を社会への貢献や社会への発信として行う活動が「特別活動」であると整理できる。

以上により、新学習指導要領における「特別活動」「総合的な探究の時間」「カリキュラム・マネジメント」「社会に開かれた教育課程」の関係が整理できた。

このことにより、「特別活動」「総合的な探究の時間」を実施するにあたり曖昧になっていた指導の方向性や指導における姿勢が明確になり、この指針の示す関係を意識して指導することにより、「特別活動」と「総合的な探究の時間」の目標を達成することができると考えられる。

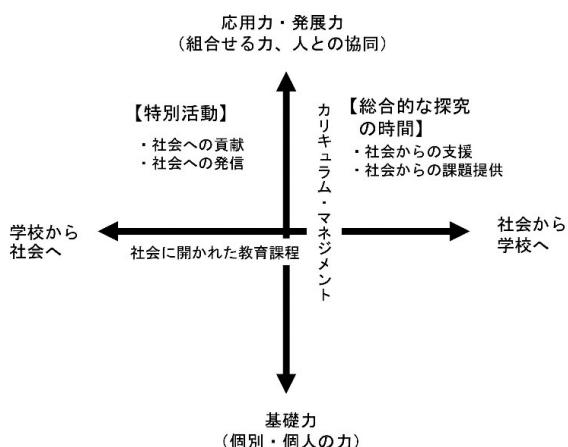


図2 「社会に開かれた教育課程」と「カリキュラム・マネジメント」の視点からの「特別活動」と「総合的な探究の時間」の関係

## 8. おわりに

「特別活動」と「総合的な探究の時間」を新学習指導要領の主目的である「資質・能力を育成する」点とその育成のための方法としての「社会に開かれた教育課程」「カリキュラム・マネジメント」の視点から検討した。

これまでの学習指導要領では「特別活動」と「総合的な探究の時間」の果たすべき役割が曖昧であったが、新学習指導要領では、「特別活動」は「実践」により目標の「人間関係力」「社会参加」「自己実現」の育成を行い、「総合的な探究の時間」では「探究」により目標の「よりよく問題を解決する資質や能力」を育成するという役割を明確にしてることが明らかになった。本研究では、その目標を達成するための方法として示されている「カリキュラム・マネジメント」により身に付けた探究的な資質・能力を「社会に開かれた教育課程」により、学校から社会への活動の場としての「特別活動」を、社会から学校への課題提供や支援を生かして「総合的な探究の時間」を行うという指導する際の方向性や姿勢を示すことができた。

今後は、「特別活動」、「総合的な探究の時間」の具体的な内容と指導案についての事例を検討していきたい。

## 参考文献

- 文部科学省 (2018)『高等学校学習指導要領』  
 文部科学省 (2009)『高等学校学習指導要領解説、特別活動編』  
 文部科学省 (2009)『高等学校学習指導要領解説、総合的な学習の時間編』  
 文部科学省 (2018)『高等学校学習指導要領解説、特別活動編』  
 文部科学省 (2018)『高等学校学習指導要領解説、総合的な探究の時間編』  
 高橋早苗、鈴治雄、「特別活動の変遷と教師の役割への一考察—新学習指導要領における教師の適切な指導について—」、創価大学教育学論集、第69号、2017年、163–185頁